

学校給食における食物アレルギー対応の手引き

平成28年12月

斜里町教育委員会

はじめに

1. 手引き策定の背景

学校給食におけるアレルギー対応の基本的な考え方について、平成20年10月の文部科学省通知「学校給食における食事内容について」の中で、食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、校内において指導体制を整備し、保護者や主治医等との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めることが示されました。

また、平成22年3月には、学校給食法の改正および学習指導要領の改訂を踏まえた第1次改訂版「食に関する指導の手引き」の中においても、児童生徒の食物アレルギーの状況を把握し、給食での対応に当たっては、主治医等の指示に従い、保護者と学校関係者の十分な話し合いの上、指導や対応を行うことが大切であることが示されております。

2. 斜里町の状況

近年、各種アレルギーを有する児童生徒数が増加しており、社会問題になっていますが、その中でも食物アレルギーは、発症する児童生徒への対応など、学校給食でも細心の注意を払うことが求められています。

このような状況を踏まえ、学校における対応や指導を適切に行うためには、全教職員が食物アレルギーについて正しい知識を持つとともに、学校における日常の取り組みおよび緊急時の対応について、管理職や学級担任を中心に学校関係者が保護者とよく話し合い、全教職員で情報共有することが望まれています。

3. 学校給食における食物アレルギー対応の手引き策定について

この度、斜里町教育委員会では、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人日本学校保健会）」をもとに、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を策定しました。

食物アレルギーを有する児童生徒が、安心・安全に学校生活を過ごすことができるよう活用いただきたいと思います。

◆『学校給食における食事内容について』（文部科学省通知 H20.10月）

【学校給食の食事内容の充実等について】

食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めること。

なお、実施に当たっては財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考にすること。

◆『食に関する指導の手引』（文部科学省通知 H22.3月）

【具体的な指導方法】

食物アレルギーを有する児童生徒

～略～ 一人の児童生徒が複数のアレルゲンを有する場合もある上に、症状も多岐にわたり、食物の摂取から2時間以内くらいに症状が表れる即時型と、遅発型があります。

なお、人によっては摂取後、短時間のうちに急激なショック症状（アナフィラキシーショック）を起こす場合があります。このようなことから、児童生徒の食物アレルギーの実態を把握し、食物アレルギーの児童生徒が、健康被害の心配なく、成長にあわせ十分な栄養を摂取し、楽しい食事ができるよう、相談指導と合わせて可能な限り給食提供面での対応が望まれます。対応に当たっては、主治医や学校医の指示に従い、保護者と学校関係者の十分な話し合いの上、指導や対応を行うことが大切です。

目次

I 食物アレルギーについて 1

1. 食物アレルギーとは
2. 食物アレルギーの症状
3. 加工食品等のアレルギー物質について

II 斜里町学校給食の食物アレルギーの対応指針 2

1. 基本的な考え方
2. 対応方針
3. 対応条件

III 斜里町学校給食アレルギーの対応内容 . . . 3～7

1. 対応の決定
2. 管理指導表を用いた対応の流れ
3. 4月以降、毎月の対応の流れ
4. 校内アレルギー対応委員会の設置
5. 校内委員会における役割分担
6. 学校給食提供の留意点
7. 給食費

IV その他の対応 7

1. 緊急時の対応
2. 「エピペン®」を処方されている児童生徒への対応
3. その他のアレルギー対応

I 食物アレルギーについて

1. 食物アレルギーとは

食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序※を介して生体にとって不利益な症状が引き起こされる現象のこと。

※免疫学的機序: 病気の発生に生体の免疫システムが関連している可能性がある場合に、免疫学的機序といいます。

2. 食物アレルギーの症状

(1) 即時型食物アレルギー

食物アレルギーの児童生徒のほとんどがこのタイプに分類されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々な症状があります。

アナフィラキシー	アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいいます。
アナフィラキシーショック	その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

(2) 口腔アレルギー症候群

食後5分以内に口の中の症状が出現するもの。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身的な症状に進行することがあります。

(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

ある特定の食物摂取後の運動負荷によってアナフィラキシーが誘発され、症状は全身じんましんや血管運動性浮腫など重篤で、複数の臓器・組織にわたる症状が認められるもの。食物摂取単独、あるいは運動負荷単独での発現は認められません。

3. 加工食品等のアレルギー物質について

(食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等)

	義務 (7品目)	奨励 (20品目)
表示について	えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生	あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・ごま*・カシューナッツ* *平成25年9月20日追加

II 斜里町学校給食の食物アレルギー対応指針

1. 基本的な考え方

文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び北海道教育委員会の「学校における食物アレルギー対応の進め方」（以下「進め方」という。）を踏まえ、斜里町学校給食センターの能力及び施設設備等と、食物アレルギーを有する児童生徒の実態を総合的に判断し、医師の診断に基づき安全性を最優先とする対応食の提供を行います。

2. 対応方針

- ・保護者が学校における特別な配慮や管理を希望する場合には、主治医等の診断に基づき作成される「学校生活管理指導表」（以下「管理指導表」という。）を用いて、保護者と学校が実際の取組に必要なアレルギー疾患に関する情報を的確に把握する。
（「進め方」P5～6）
- ・校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等から構成されるアレルギー対応委員会を設置し、医療機関、消防機関等との連携体制を構築するとともに、対象となる児童生徒個別の「取組プラン」の作成等を行うなど組織的な対応を行います。（進め方P7～9）
- ・安全性確保のため、各学校及び斜里町学校給食センターの施設設備、人員、食物アレルギーの児童生徒の実態（重症度や除去品目数、人数等）を総合的に判断して学校給食の対応食の提供を行います。（「進め方」P16～18 参照）
- ・財団法人日本学校保健会による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」で示されている「食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備」のレベル3「除去食対応」を目標にします。
- ・具体的には除去食について、可能な限り対応をすることとします。また、代替食は基本的には提供しませんが、個包装されたデザートのみ対応します。

【定義】 除去食	申請のあった原因食物を除いた給食
代替食	申請のあった原因食物を給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される給食

3. 対応条件

- (1) 医師に記載を受けた管理指導票の提出。（診断書料等は保護者負担）
- (2) 次のすべてを満たしていること
 - ①医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されていること。
 - ②アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。
 - ③家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。

Ⅲ 斜里町学校給食アレルギーの対応内容

1. 対応の決定

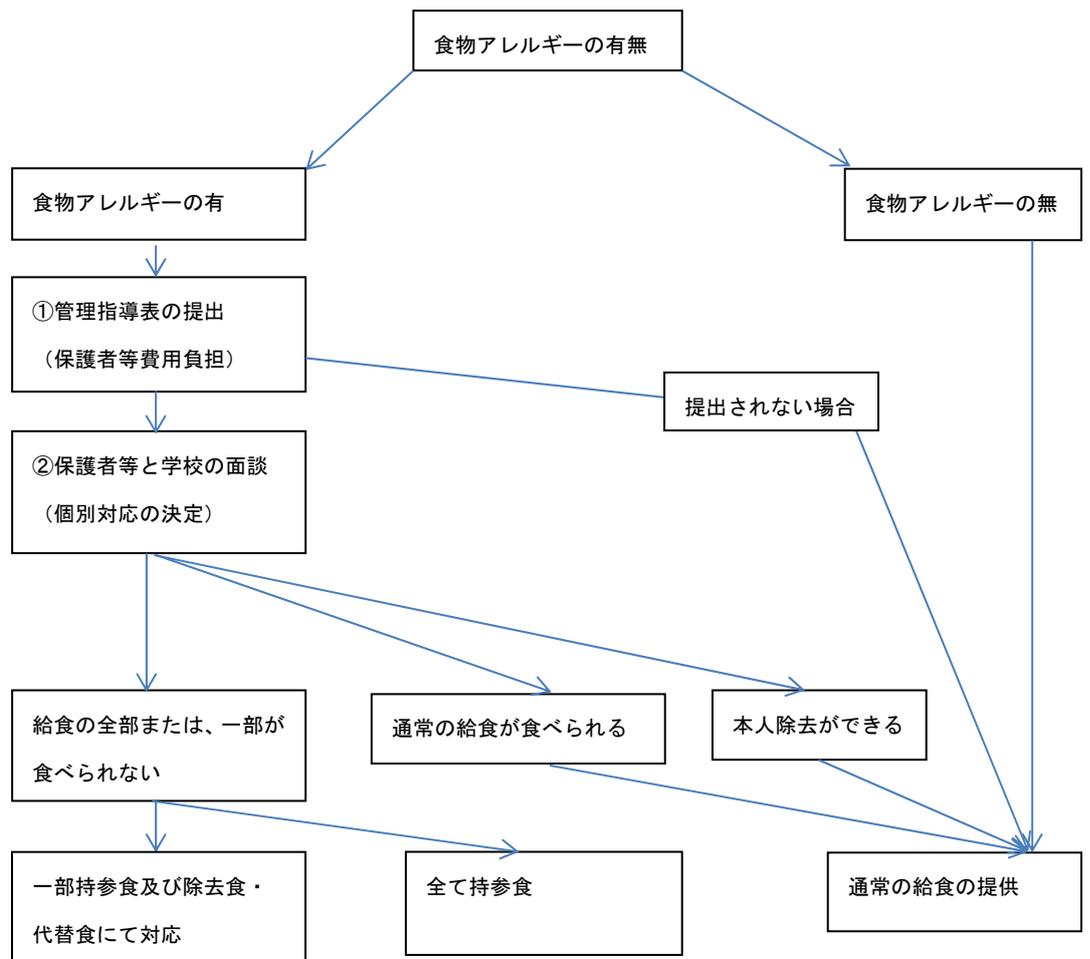
①申請

食物アレルギーにより給食または一部が食べることができない児童生徒は、医療機関を受診の上、保護者等から申請書（様式2）と医療機関を受診の上、管理指導表を提出（受診費用は保護者等負担）

②管理指導表に基づいた給食内容の決定（個別対応の決定）

提出された管理指導表の診断に基づき、保護者等と学校で面談を行います。給食での管理が不要と判断された場合は通常どおり給食を提供しますが、給食での管理が必要と判断された場合は、校内アレルギー対応委員会にて個別の「取組プラン」を作成し対応の内容を決定します。

2. 管理指導表を用いた対応の流れ



3. 4月以降、毎月の対応の流れ

給食センター	詳細な献立表の作成
↓	
各 学 校	詳細な献立表の配付 <学級担任→保護者>
↓	
各 家 庭	詳細な献立表の確認 <保護者→学級担任>
↓	
給食センター	ア 詳細な献立表（確認済み）<各学校→給食センター> ※最終確認した詳細な献立表は、再度学校・家庭に配付し、関係者で情報を共有する イ 作業工程表・作業動線図の作成 ウ 栄養教諭・調理員打合せ エ 調理実施

4. 校内アレルギー対応委員会の設置

学校生活における対応にあたっては、組織的な対応が必要なことから、校長、学級担任、養護教諭、給食・食育担当者などから構成されるアレルギー対応に関する校内アレルギー対応委員会（以下「校内委員会」という。）を設置し、個別の「取組プラン」の作成等を行います。

また、アレルギー症状の発症は、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを完全に予測することはできないことから、教職員全体が学校生活における対応が必要な児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための校内体制を整備することが大切です。

5. 校内委員会における役割分担

①学校（校内委員会）の役割

学校では、学校生活における対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて学校全体で対応を進めます。

【校長・教頭】
<ul style="list-style-type: none"> ・校長のリーダーシップの下、特定の教職員に任せず、組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。 ・個別の「取組プラン」の最終決定及び教職員への共通理解を図る。 ・保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。

【学年主任・保健主事】
<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における対応が必要な児童生徒に対し、組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、学校全体の活動の調整や、関係機関との連携を図る。 ・個別の「取組プラン」の作成にあたって、取りまとめや意見の調整を行う。
【学級担任】
<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭や栄養教諭と連携し、個別の「取組プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、児童生徒の情報を的確に把握する。 ・学校生活における対応が必要な児童生徒が安心、安全な学校生活を送ることができるよう配慮する。 ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。 ・養護教諭や栄養教諭と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。
【養護教諭】
<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や栄養教諭と連携し、個別の「取組プラン（案）」を作成する。 ・保護者との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を的確に把握する。 ・学級担任、栄養教諭と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、保健管理を行う。 ・主治医、学校医、医療機関と連携する際の中核的な役割を果たす。 ・学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。 ・アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。
【給食・食育の担当者】
<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、教職員への共通理解を図る。 ・学級担任や養護教諭、栄養教諭と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。 ・学校給食センターとの連絡調整を行う。

②関係機関の役割と連携

校内職員のみならず、医療機関、消防機関の幅広い関係者が共通意識をもって食物アレルギー対応にあたることが重要であり、関係機関との連携体制の構築に努めることが必要です。

【学校医】
<ul style="list-style-type: none"> ・医学的な知見から学校を支援し、学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。 ・健康診断等から学校生活における対応が必要な児童生徒の発見に努める。 ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。 ・アレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。

【消防署】
<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習や緊急時対応訓練など、研修会等で講義や指導助言を行う。 ・関係機関と協力し緊急時の体制を整える。
【学校給食センター】
<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連絡調整を行う。 ・校内委員会で決定した内容について、学校給食センター職員と共通理解を図る。
【栄養教諭】
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の学級担任や養護教諭と連携し、個別の「取組プラン（案）」の作成について助言する。 ・各学校の保護者との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を的確に把握する。 ・各学校の学級担任や養護教諭、給食・食育の担当者と連携し、本人への食に関する指導を行う。 ・校内委員会で決定した内容について、学校給食センターと共通理解を図る。

6. 学校給食提供の留意点

① 誤調理の防止のための留意事項	
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭が作成したアレルギー対応食の調理指示書を全員で確認する。 ・アレルギー対応食を担当する調理員を指定する。 ・原因食品や調理方法等を把握した上で作業工程表や作業動線図に基づき、食品を置く位置や扱い方、配食方法などを全員で確認する。 ・アレルギー対応食専用の器具類は色分けする等、区別しておく。 ・アレルギー対応食毎に専用の調理器具を使用するとともに、調理員の手指・作業着などを介した調理過程での原因食品の混入にも注意する。 ・アレルギー専用スペースで作業を行い、原因食品の混入を防ぐ。 ・除去食は中心温度を確認後、アレルギー対応食分を取り分ける。 ・アレルギー対応食の指示書をもとに、誤調理がないか、複数の調理員で確認し、アレルギー対応食チェック表に記入する。（ダブルチェック） ・万が一、混入や取り忘れが起こった場合は提供を中止する。 ・個人容器に対象児童生徒の学校名・学年・組・名前を記載した個票を貼りアレルギー対応食を配食する。
② 誤配防止のための留意事項	
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の教室にアレルギー対応食を確実に届け、アレルギー対応食をチェックする。
教室	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任がアレルギー対応食を確認し、対象児童生徒に渡す。 ・対象児童生徒が自ら個人容器から対応食を食器に移し替えて食べる。

7. 給食費

食物アレルギー対応を行う児童生徒の給食費は、喫食できない品目により、原則1年間を単位として「斜里町学校給食費徴収規則（以下「規則」という。）」に定められた単価をもとに給食費を減免します。納入済みの場合は、年度末に一括還付します。（年度途中の発症、症状の悪化による中止については随時対応し、規則に定められた単価をもとに年度末に一括還付します。）

また、提供を中止していた状態から、新たに提供する場合は、規則に定められた各単価をもとに徴収します。

IV その他の対応

1. 緊急時の対応

食物アレルギー等、アレルギー症状への対応にあたっては、特定の教員に任せずに、学校全体で組織的に対応することが重要です。

こうしたことから、「学校における食物アレルギー対応の進め方」（北海道教育委員会）などを参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアルを作成し、教員の役割分担や運用方法を決めておくなど、緊急時の対応について整備する必要があります。

※「学校における食物アレルギー対応の進め方」（北海道教育委員会）P26 からP32 参照

2 「エピペン®」を処方されている児童生徒への対応

「エピペン®」を処方されている児童生徒の管理指導表については、緊急時に、学校名と氏名を伝えることにより、迅速に搬送先を決定するなどの体制を整えるため、保護者の同意のもと、教育委員会が消防署に情報を提供します。

このため、学校においては、「エピペン®」を所有する児童生徒の管理指導表が提出された場合は、その都度、速やかに教育委員会へ報告する必要があります。

3 その他のアレルギー対応

食物アレルギー以外にも、昆虫刺傷、医薬品、ラテックスなど重篤な症状が想定されるアレルギーがあります。保護者から申し出があった場合は、食物アレルギーの対応に準じて校内委員会を開催し、対応についての検討や個別の「取組プラン」の作成を行い、その内容を全教職員で共通の理解を図るなど、食物アレルギー対応に準じて対応する必要があります。